

脱北者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月十日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭 殿



## 脱北者に関する質問主意書

北朝鮮を脱出した住民（以下「脱北者」とする）についての取組は、北東アジア地域全体にとって重要な問題です。脱北者の実情、また、政府の対応について、以下質問します。

一 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権法」とする）の第六条は脱北者の保護支援について規定しています。脱北者の問題を担当する官庁はどこですか。

二 脱北者の生活実態を把握しなければ北朝鮮人権法第六条の的確な保護支援策は実行できません。日本に住む脱北者のうち、生活保護を受けている人、日本国籍を取得した人はそれぞれ何人でしょうか。

三 NGOの調査では、北朝鮮を脱出して日本に入国し、その後、再び北朝鮮に戻った人は二人といわれています。政府はこのことを把握していますか。

四 日本に入国した脱北者で日本経由で第三国に行った人は何人と把握していますか。

五 脱北者の第三国の在外公館での受け入れ状況を把握していますか。

六 今後の脱北者の受け入れを、中国残留邦人の受け入れをモデルにする予定はありますか、政府の見解を

お示し下さい。

七 二〇一一年十二月八日、日本公館に保護を求めた脱北者の扱いをめぐり、日本政府が中国側に「公館外から公館に連れ込まない」とする誓約書を提出したとの報道がありました。このような誓約書を提出したのは事実ですか。

右質問する。